

## 報告第12号

### 令和4年度南阿蘇村一般会計決算の不認定に係る措置の報告 について

令和4年度南阿蘇村一般会計決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方自治法第233条第7項の規定に基づき、次のとおり報告する。

令和5年10月6日 提出

南阿蘇村長 吉良 清一

#### 1 不認定となった日

令和5年9月15日

#### 2 不認定の理由

村が所有する有機肥料生産センターの運營業務委託において、平成29年度から令和4年度までの6年間にわたり、契約に反して受託者に毎年度の剰余金返還を求めていなかったこと、また、新たな委託契約書で、剰余金の返還に関する条文を削除した上で、剰余金を経費に充てることを認める条文を追加したとの報道があり、事の真相、本質が不明であるとの理由により不認定となった。

#### 3 講じた措置の内容

不認定の理由を踏まえ、内容確認を行ったうえで、次のとおり必要な措置を講じた。

返還を求めるべき剰余金は、令和4年度末時点で8,971,940円であり、受託者に返還を求めるため、令和5年9月19日に受託者と協議を行い、まず、村が返還を求めることができるよう、令和5年度において変更した契約書の第13条を元に戻す変更契約を行い、当該委託契約第13条の「村に返還しなければならない」との規定に基づき、平成29年度から令和4年度末までの剰余金8,971,940円の返還を求め、同日に全額返還された。